

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、同要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の概要

- 1 予防接種法第5条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症の定期的予防接種について、使用するワクチンや用法等を規定することに伴う所要の改正を行うもの。
- 2 予防接種法第5条第1項の規定に基づく小児の肺炎球菌感染症の定期的予防接種において、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用可能とし、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを定期接種に用いるワクチンから除くことに伴う所要の改正を行うもの。
- 3 その他、所要の改正を行うもの。

第2 適用期日

令和6年10月1日